



憲法特集

憲法改悪の悪だくみ解説

Q & A

9条・25条を一体で考える

与野党を含めた改憲議論が活発になるなか、憲法9条だけではなく私たちのいのちと健康、暮らしを支える25条の改悪もねらわれています。基本的人権と社会保障に学び、平和と人権を守り抜くための活用を呼びかけます。



① 憲法改正に向けた動きが激しくなっていますが…?



憲法は今、戦後最大の危機を迎えています。

2021年10月14日投開票の総選挙の結果、改憲を主張する勢力の議席数が3分の2を超え、改憲の動きが一気に強まり、憲法は今、戦後最大の危機を迎えています。

自民党は3月13日の党大会において、各都道府県連に「憲法改正実現本部」を必置し、地方研修会や対話集会、街頭演説会の開催等を実施すること、また、国会では憲法審査会を安定的に開催し、憲法の本体論議及び国民投票法について積極的議論を進め、改憲4項目原案の発議を目指すことを決めました。

日本維新の会の松井一郎代表は総選挙後、国民投票を参院選の投票と同じ日に

実施するべきだと発言するなど、自民党に発破をかける始末です。また、国民民主党の玉木雄一郎代表は、なんと衆院憲法審査会の与党幹事懇談会に参加し、改憲に向けた議論を積極的に進めています。

また、各地でたたかい続けている「人間らしく生きる裁判」(生存権裁判)に象徴されるように、多くの人々が憲法25条の^{うた}謳う「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とかけ離れた生活を強いられています。

国民が今求めていることは、憲法改正ではありません。平和で、健康で文化的な生活を営めるよう、憲法を暮らしに生かすことです。

② ロシアのウクライナ侵略の機に乗じて、 「核共有の検討を」「敵基地攻撃能力の保有を」 等との議論が出ていますが…?

A 軍事対軍事、武力対武力では平和は訪れません。 憲法9条をいかした平和外交を。

ロシアは2月24日、ウクライナに侵略し、ウクライナ各地を攻撃、多くのウクライナ市民の命を奪い、暮らしを破壊しています。これはウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法の基本原則にも反する野蛮な侵略行為であり、「平和に対する罪」「人道に対する罪」(東京裁判)に該当するもので、断固糾弾します。そして、ロシアのウクライナ侵略反対の一点で団結し、圧倒的な世論と運動で包囲し、侵略戦争を中止させることを呼びかけます。

ロシアは、今回の侵略を「ウクライナのNATO(北大西洋条約機構)加盟を阻止するために実施されたもの」「ウクライナ東部地域で承認した『国』からの『要請』を受けたもので、東部地域のロシア人を守る措置」などと主張しています。しかし、一方的に「独立」と認めた地域・集団との「集団的自衛」などありえず、国際法上全く根拠がない暴論に過ぎません。

見逃せないのは、プーチン大統領がロシアは核兵器大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せていることです。これは核兵器で

世界を^{いかく}威嚇するもの、「核兵器禁止条約」への挑戦であり、決して許されるものではありません。

また、この機に乗じて、安倍晋三元首相周辺と一部自民党、日本維新の会をはじめとする勢力が、「核共有を」「9条は無力、改憲を」「敵基地攻撃能力今こそ必要」などと、戦後76年間の「二度と過ちはくり返しません」「ふたたび被爆者をつくるな」との国民の願いを踏みにじり、軍事大国化へと突き進む重大な発言をくり返していることは断じて許されません。

今、日本は軍事対軍事、武力には武力の道に進むのか、憲法9条をいかした平和外交に立ち戻るのか、その岐路に立っています。ASEAN(東南アジア諸国連合)10カ国と日本、中国、韓国、アメリカ、ロシアなどによって「東アジアサミット」の首脳会議が毎年開催され、この地域の平和の枠組みとして発展しています。このような取り組みで東アジアを「平和と協力」の地域にしていく一憲法9条をいかした平和外交こそ求められています。



③ 新型コロナの感染拡大、ロシアのウクライナ侵略などをあげて、緊急事態条項の創設に向けた改憲の動きが強まっていますが、必要なのでしょうか？



緊急事態条項の創設は必要ありません。

自民党など改憲政党は、憲法審査会等でさかんに新型コロナ感染拡大、ウクライナでの軍事行動などをあげて緊急事態条項の創設に向けた改憲を主張しています。しかし、**緊急事態条項は、深刻な人権侵害を伴い、ひとたび行使されれば立憲主義が損なわれ回復が困難となるおそれがあります。**

自民党の「日本国憲法改正草案」(以下、「改憲草案」。2012年4月27日)が定める緊急事態条項は、戦争・内乱・大規模自然災害等その他の法律で定める緊急事態に対処するため、内閣に法律と同一の効力を有する政令制定権、内閣総理大臣に財政上処分権及び地方自治体の長に対する指示権を与え、何人にも国その他公の機関の指示に従うべき義務を定め、衆議院の解散権を制限し、両議院の任期及び選挙期日に特例を設けるとしています。

しかし、**戦争・内乱・大規模自然災害等に対処するために対処措置を講じる必要性は認められません。**災害のための「災害対策基本法」、武力攻撃に対する「武力攻撃事態対処法」や「周辺事態安全確保法」等、さらにコロナ感染等の感染に関す

る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の法律で対処が可能です。新型コロナ感染拡大、ロシアのウクライナ侵略などを利用して、火事場泥棒的に緊急事態条項創設の憲法改正を行おうとすることは言語道断です。

日本国憲法には緊急事態条項がありません。その理由を、日本国憲法制定直後に政府(内閣法務局)が発行した「新憲法の解説」では、「明治憲法において、緊急勅令、緊急財政処分、また、いわゆる非常大権制度等緊急の場合に処する途がひろくひらけていたのである。これ等の制度は行政当局者にとっては極めて便利に出来ており、それだけ、濫用され易く、議会及び国民の意思を無視して国政が行われる危険が多分にあった」から、「新憲法はあくまで民主政治の本義に徹し、国会中心主義の建前から、臨時の必要がおこれば必ずその都度国会の臨時会を招集し、または参議院の緊急集会を求めて、立憲的に、万事を措置するとの方針をとっている」としています。

緊急事態条項の創設は必要ありません。

Q⁴ 日本国憲法前文では「平和的生存権」が謳われていますが、自民党の「改憲草案」にはないそうですね？

A 「平和的生存権」は極めて重要な権利です。日本国民だけでなく全世界の人々が平和のうちに生存する権利を有しています。

現憲法前文では「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」、また、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないように」と、過去に国が引き起こした戦争に対する深い反省を明記し、「平和的生存権」を謳っています。

ところが、自民党の「改憲草案」にはそれが全くなく、「平和的生存権」が削られ、「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展」と、戦争による被害と大災害を同列に並べ、戦争をあたかも突然の災害のように描いています。

そして、現憲法前文では、対話と外交努力によって平和を愛する諸国民との信頼関係を深めて「われらの安全」を維持するとしていますが、「改憲草案Q&A」では、それを「ユートピア的発想による自衛権の放棄」と批判し、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」と国民に国土防衛の義務を押し付けています。

現憲法前文冒頭の主語は「日本国民」であり、「改憲草案」では「日本国」です。

今、ロシアのウクライナ侵略に乗じて、

安倍晋三元首相らは米国の核兵器を日本に配備して両国が管理・運用する「核共有」を言い出し、維新の会は「核共有」の検討が必要だと「緊急提言」を提出。さらに、維新の会の松井一郎代表は「非核三原則は昭和の価値観」と言い放ち、国民民主党の玉木雄一郎代表も見直しが必要と発言しています。さらに、「相手をせん滅するような打撃を」(安倍元首相)、「相手国の領空での爆撃も排除しない」(岸防衛相)等のとんでもない発言が相次いでいます。

これらは、世界に平和と国際秩序を創っていく上で逆流を持ち込むものであり、「平和的生存権」を脅かすものに他なりません。





⑤ 自民党は「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」と変え、「人権」を大きく制限しようとしているのですか？



戦前、戦中のように再び「人権」を大きく制限しようとしています。

自民党の「改憲草案Q&A」を見ると、「西欧の天賦人権説に基づく…規定は改める必要がある」としています。天賦人権説とは、人は生まれながらにして自由かつ平等であるという考え方で、世界中の憲法に取り入れられ、基本的人権の尊重が謳われています。それを見直し、日本には日本の文化と伝統があるとして、人権に関する条文を日本の風土に合ったものにするとしています。

憲法には、第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」をはじめ、第12条、第13条、第14条、第18条、第97条など人権に関する条文が多数あります。それは戦前の大日本帝国憲法のもとで人権が大きく制限され、戦争中には国民の人権を踏みにじる出来事が多数あったからです。その反省に立ち、現憲法には基本的人権である「自由権」「参政権」「社会権」が謳われています。この多数の権利で国民の生活を守っているのです。

自民党の改憲草案は、再び人権を大きく制限しようとしています。第12条を「国民はこれ(基本的人権)を乱用してはならず、自由及び権利には責任及び義務

が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と変えています。「公益及び公の秩序」に反していると言えば、基本的人権は全て規制できるように定めようとしています。

そして、基本的人権について規定している第97条を削除しています。さらに、第12条、第13条、第29条の「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に変え、第22条では「公共の福祉に反しない限り」を削除しています。第19条の二として、「何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、または利用してはならない」との新しい条文を加えています。第21条の集会・結社・表現の自由の規定に、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは認められない」を加えています。

日本国憲法は世界の先進モデル

米法学者のデービッド・ロー教授らが、世界のすべての憲法188カ国分を分析したところ、日本国憲法は、世界で現在は主流になった人権の上位19項目をすべて満たしていました。古いどころか、今でも世界の先進モデルです。

Q^⑥ 自民党の「改憲草案」は第24条で「家族は互いに助け合わなければならない」との新しい条文を設けていますが、これは当然ではないでしょうか？

A 「保育や介護は家族の責任」「親類縁者が面倒見なさい」と、家族に責任を押し付ける「自助」の促進に他なりません。

自民党の「改憲草案」では第24条の「両性の平等」を「家族、婚姻等に関する基本原則」にあらため、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」との新しい条文を設けています。「改憲草案Q&A」では、「家族は、社会の極めて重要な存在であるにも関わらず、昨今、家族の絆が薄くなってきていると言われていることに鑑みて、そのように規定した」と述べています。

菅義偉前首相は、目指す社会像として「自助・共助・公助」を掲げ、「自分でできることは、まず自分で」という**自助重視の姿勢**を示しました。「改憲草案Q&A」では、「党内議論では、『親子の扶養義務について明文の規定に置くべきである』との意見もありましたが」と記述しています。「保育や介護は家族の責任」「生活保護ではなく親類縁者が面倒を見なさい」「国に頼ってはいけません」と、**家族に扶養させ、面倒を見させることで、社会保障費を削減しようとしています。**

この考えの根底にあるのが、自民党内保守派が重視する「伝統的家族観」です。

「伝統的家族観」で、明治民法が定めた「家」を絶対とする戸主(家族統率者)制度へ回帰させようとするものです。日本会議の関連団体が作成したDVDでは、「サザエさんが高い国民的人気を誇るのなぜでしょう？」と問いかけ、三世代同居のサザエさん一家を理想と持ち上げています。

法制審議会が1996年に選択的夫婦別姓導入を含む民法改正案を答申した際、自民議員らが「家族の一体感が損なわれる」などと反発し、国会提出に至らなかったことがありました。LGBTなど性的少数者への差別解消やジェンダー平等に対する自民党の対応は、極めて消極的です。

一方で、日本のジェンダーギャップ指数が2021年においても156カ国中120位にあるもとで、この間、全国各地でデモや集会が多数開催され、ジェンダー平等実現を求める声が大きく広がるとともに、新型コロナ感染による差別や偏見、SNSでの誹謗中傷といった新たな問題に対する国民の人権意識が高まってきています。



7 自民党は「改憲草案」では第25条を大きく変えていないようですが、「国民の生存権」を守る立場なのですか。



そうは思えません。すでに第25条を蹂躪^{じゅうりん}し、「最低限度」以下の生活を強いられる社会になっていませんか？

「改憲草案」では、現憲法第25条の1項、2項をほぼ変えていません。25条の二として「環境保全の責務」、25条の三として「在外国民の保護」、25条の四として「犯罪被害者等への配慮」を加えています。ですから、25条そのものは大きく変えようとしていませんが、「国民の生存権」を守る立場とは思えません。

現憲法第25条は「健康で最低限度の生活を営む権利を有する」と謳い、2項で「国がすべての生活部面についても社会保障、社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と謳っています。「改憲草案」ではほぼ変えていないのは、全国で「国による生活保護基準引き下げは違憲だ」とたたかう「人間らしく生きる裁判」(生存権裁判)に象徴されるように、すでに第25条に謳われている「最低限度」以下の生活を強いられている人々が多く存在する、25条蹂躪の社会がつくられてきているからです。ですから、憲法の条文を変える必要性はないと考えているのではないのでしょうか。

また、25条を大きく変えなくとも、周辺の条文を大きく変えており、実質的に

は「国民の生存権」を有名無実なものにしようとしているように思えます。自民党の「改憲草案」は、基本的人権の「尊重」から「制限」へと、人権に関する多数の条文を変えています。また、「国民の義務」は現憲法では第26条「教育を受けさせる義務」、第27条の「勤労の義務」、第30条の「納税の義務」だけでしたが、自民党の「改憲草案」では前文の「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守る」、第3条では「国旗及び国歌を尊重しなければならない」等と多数設けられています。

このように、多数の権利を謳い、最小限の義務を設け、国民の生活を守ってきた現憲法を変えて、戦前・戦争中のように、義務を強く押し出し、人権を大きく制限し踏みにじる憲法へと変えようとしているように思えます。



Q⁸ 国会では改憲勢力が多数ですが、第9条、第25条などの改憲を阻止できますか？

A 市民の共同、市民と野党の共闘を強化し、多くの市民とともにたたかえば阻止できます。

歴史的に振り返ってみても明らかです。憲法が施行されてから75年間、国民は、改憲を党是と掲げる自民党の改憲攻撃にも屈せず、憲法の一文字たりとも改憲させていません。近年では、与野党の改憲論が飛び交う中で、2004年6月に「九条の会」が結成され、2011年には全国で7500の「九条の会」に広がりました。その結果、世論調査では改憲反対が多数を占める事態となりました。

また、2017年5月に安倍晋三元首相が9条改憲を突然提唱した時には、2015年に結成して活動していた「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」に「九条の会」など幅広い団体が参加し、9月に「安倍9条改憲NO！全国市民アクション」を結成し、たたかい続けています。このように、改憲策動が強まるたびに市民の共同を広げ、たたかってきました。

自民党が2018年3月に4項目の改憲案を決めて以降も、国会で改憲派が多数の下でも、国民は9国会にわたり、改憲案提示、改憲論議をさせず、明文改憲を許しませんでした。改憲派が多い中でも許さなかった教訓は、全国各地で「改憲発議反対全国緊急署名」等が旺盛にねばり強く取



り組まれ、「安倍・菅政権下での改憲反対」の大きな世論へと広げ、国会で改憲反対でたたかう野党共闘を支えたことです。そして、さまざまな悪政とともに大問題となった政治と税金の私物化に対する集会・デモなどが展開され、国民の怒りが安倍・菅両首相の退陣、そして「安倍改憲」「菅改憲」の断念に追い込んだことです。

この間のたたかいで、国会に提出した改憲反対署名数は合計2407万人分に達しました。改憲反対の運動とこの膨大な署名が、絶えず改憲勢力と憲法審査会を包囲し、改憲発議を阻止してきました。現在も厳しい状況ですが、市民の共同と市民と野党の共闘を強め、「憲法改悪を許さない全国署名」運動を成功させ、改憲反対の世論を大きく広げれば、改憲は必ず阻止できます。